

令和元年第3回定例会（12月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

令和元年12月2日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

- | | | | | |
|---|----------------------|---------|-------|---|
| 1 | 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 | (医務薬事課) | | 1 |
| 2 | 医療提供体制整備費補助事業 | (医務薬事課) | | 2 |

◎ 議案関係

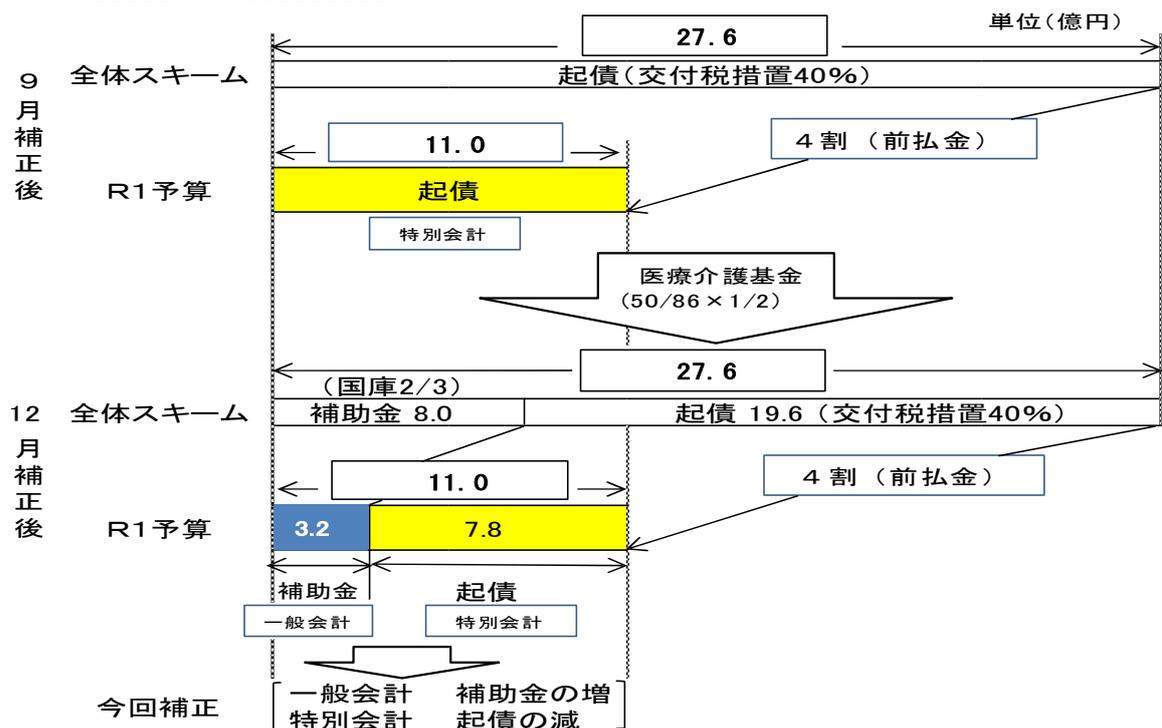
- | | | | | |
|---|-----------------------------------|------------|-------|---|
| 1 | 秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要 | | | |
| | | (地域・家庭福祉課) | | 3 |
| 2 | 地方独立行政法人秋田県立療育機構第3期中期目標(案)の概要 | | | |
| | | (障害福祉課) | | 6 |

事業概要

医務薬事課

事業名	内容
地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 319,875千円	<p>1 事業目的 脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の構築を図るため、循環器・脳脊髄センターの既存棟における大規模修繕工事に対して支援を行う。</p>
(㊦ 319,875) [地域医療介護総合確保基金]	<p>2 事業内容 循環器・脳脊髄センター施設整備費補助金 319,875千円 (地域医療介護総合確保基金の内示に伴う補正)</p> <p>・対象経費【a】工事に係る前払金 2,620,085千円×40%=1,048,034千円 【b】設計費 52,338千円 <u>計 1,100,372千円</u></p> <p>・補助率 $\frac{\text{循環器病床 (50床)}}{\text{増築棟の急性期病床 (86床)}} \times \frac{1}{2}$</p> <p>・補助金額 319,875千円</p>

補正予算の概要



事業概要

医務薬事課

事業名	内容										
<p>医療提供体制整備費補助事業</p> <p style="text-align: center;">10,800千円</p> <p>(^① 10,800)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 がん医療等の特殊な医療等に関する地域医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。</p> <p>2 事業内容 医療機関等設備整備費補助事業 10,800千円 (地域医療介護総合確保基金の内示に伴う補正)</p> <p>○がん診療施設設備整備事業 ・補助率 1/3</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>由利組合総合病院</td> <td style="text-align: center;">53,350</td> <td style="text-align: center;">32,400</td> <td style="text-align: center;">10,800</td> <td>X線撮影装置</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	由利組合総合病院	53,350	32,400	10,800	X線撮影装置
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器							
由利組合総合病院	53,350	32,400	10,800	X線撮影装置							

【議案第206号関係】

秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

地域・家庭福祉課

1 制定理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

2 内容

- (1) 無料低額宿泊所の範囲を定めることとする。（第2条関係）
- (2) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の基本方針を定めることとする。（第3条関係）
- (3) 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備の一般原則並びに設備の専用について定めることとする。（第4条及び第5条関係）
- (4) 無料低額宿泊所の職員等の資格要件、運営規程、非常災害対策、記録の整備及び規模について定めることとする。（第6条～第10条関係）
- (5) 無料低額宿泊所のサテライト型住居の設置及び設備の基準等について定めることとする。（第11条及び第22条関係）
- (6) 無料低額宿泊所の設備の基準について定めることとする。（第12条関係）
- (7) 無料低額宿泊所の職員の配置の基準について定めることとする。（第13条関係）
- (8) その他無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第14条～第21条関係）
- (9) この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定めることとする。（第23条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。ただし、2(5)は、令和4年4月1日から施行することとする。

秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

1 無料低額宿泊所

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の用に供される施設

2 制定理由

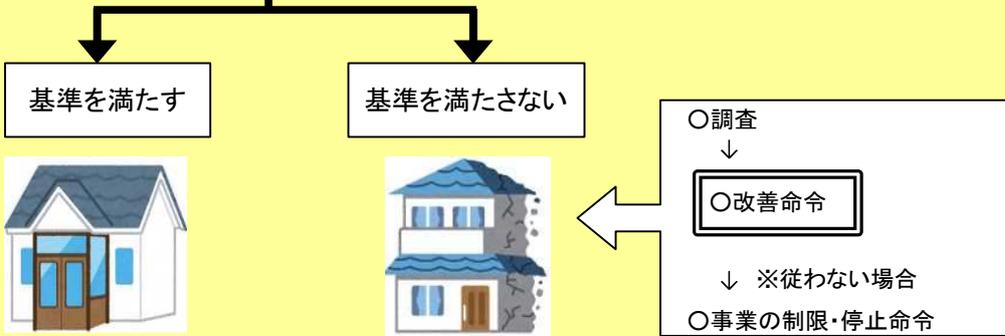
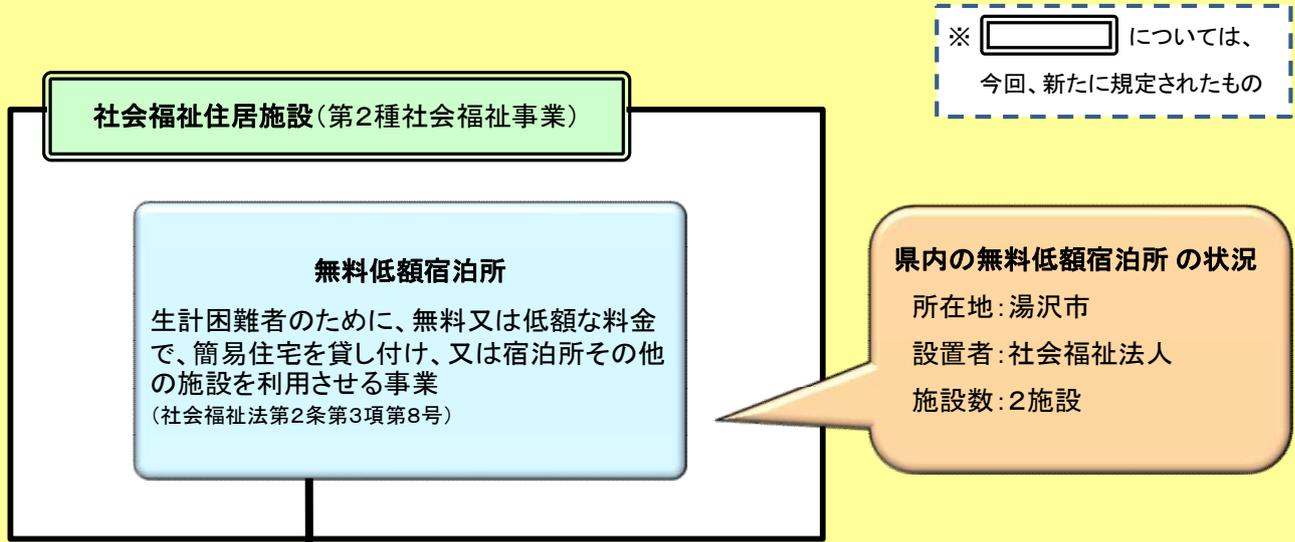
社会福祉法の一部改正に伴い、都道府県が、無料低額宿泊所の施設及び運営に関する基準を定める必要がある。

【国基準：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準】

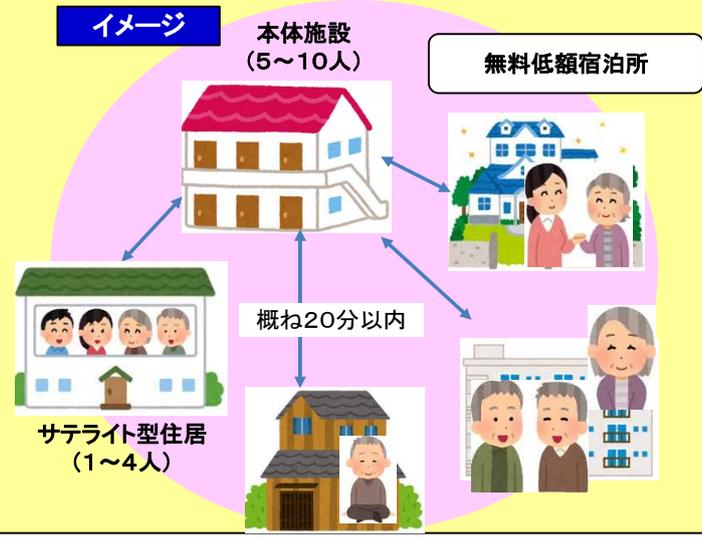
3 主な内容

	条 例		規 則
定義 (第2条)	第2条	1(1) 入居の対象者を生計困難者に限定していること。 (2) 入居者のおおむね50%以上が被保護者で、利用契約が、建物の賃貸借契約以外であること。 (3) 入居者のおおむね50%以上が被保護者で、利用料を受けてサービスを提供していること。 2 居室利用料が無料又は生活保護基準の住宅扶助の額以下であること。	—
設備基準 (第4条、第5条、第12条)	第5条	1 施設は、原則として無料低額宿泊所の専用とすること。	—
	第12条	1 消火器の設置、自動火災警報設備その他の防火設備の整備に努めること。 2 無料低額宿泊所には、以下の施設を設けること。 ①居室 ②炊事設備 ③洗面所 ④便所 ⑤浴室 ⑥洗濯室または洗濯場	・居室面積 ・洗面所、便所等の数 ・その他設置すべき設備
運営基準 (第6条～第10条、第13条～第21条)	第6条	1 施設長は、社会福祉主事等の資格を有する者等であること。 2 職員は、社会福祉主事等の資格を有する者等とするよう努めること。 3 職員は、暴力団員または暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者でないこと。	—
	第13条	1 施設長1人のほか、提供するサービスの内容に応じ、必要な数の職員を置くこと。	—
	第7条	1 施設の目的及び運営の方針や入居定員等の運営についての重要事項を定めること。 2 運営規程を定め、又は変更したときは知事に届け出ること。	—
	第9条	1 設備、職員及び会計に関する記録を整備すること。	・保存期間、記録の内容
	第10条	1 施設の規模は、5人以上が入居できること。	—
	第15条	1 利用者から、次の費用を受領することができること。 ①食費 ②居室使用料 ③共益費 ④光熱水費 ⑤日用品費 ⑥基本サービス費 等	・各費用の内容
	第19条	1 金銭管理は、原則として入居者が行うこと。適切な金銭管理が行えない入居者が希望すれば、施設が管理することができること。	・施設で管理する場合の要件
	第11条	1 本体と一体となって運営される附属施設で、利用期間が原則として1年以下であること。 2 本体施設との移動に要する時間に配慮しつつ、サービスを提供すること。	・設置できる施設数 ・入居定員、記録の整備
サテライト型住居 (第11条、第22条)	第22条	1 無料低額宿泊所の基準の一部(防火設備の整備、居室等の設備)をサテライト型住居にも適用する。	・その他設置すべき設備

【無料低額宿泊所の位置付け及び社会福祉法等との関係】



- サテライト型住居とは**
- 本体となる施設と一体的に運営される附属施設
 - サテライト型住居を設置する形態も、無料低額宿泊事業に位置付け
 - 施設長が1人の場合
 - ・設置数は4か所以内
 - ・事業全体の利用者数は20人以下
 - 本体施設の職員が、巡回して支援にあたるため、本体施設との距離は概ね20分以内
 - サテライト型住居に係る規定は、令和4年4月1日施行



地方独立行政法人秋田県立療育機構 第3期中期目標(案)の概要

障害福祉課

中期目標の策定の目的

平成22年4月1日に県が設立した地方独立行政法人秋田県立療育機構の第2期中期目標の期間が、令和元年度末で終了することに伴い、地方独立行政法人法に基づき、新たな第3期中期目標を策定する。

〔第1〕第3期中期目標の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

第3期中期目標の課題

- ・発達障害に係る相談体制の充実
- ・医療的ケア児に係る支援者の養成
- ・空床を利用した事業の充実
- ・ニーズが多いリハビリテーションへの対応
- ・災害等への万全な備え

第2期中期目標の概要及び実績

第3期中期目標の取組

中期目標の事項及び内容	取組実績	課題への対応等																								
〔第2〕 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上 <ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い療育の提供 2 地域療育への貢献 3 ライフステージに応じた総合相談 4 発達障害児・者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核的療育機関として、療育従事者の専門性の向上を図り、地域と連携してきめ細かな療育を提供している。 ・本人及び保護者等からの様々な相談に応じるとともに、発達障害児・者への様々な支援を行っている。 <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患受付数(実人数)</td> <td>606</td> <td>627</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>外来患者数(延べ人数)</td> <td>33,223</td> <td>34,559</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>入院患者数(延べ人数)</td> <td>828</td> <td>833</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション(延べ人数)</td> <td>29,323</td> <td>27,394</td> <td>▲1,929</td> </tr> <tr> <td>発達障害者支援センター(相談件数)</td> <td>2,130件</td> <td>2,395件</td> <td>265件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リハビリテーションの減は、若年退職による欠員のため。</p>		H27	H30	増減	新患受付数(実人数)	606	627	21	外来患者数(延べ人数)	33,223	34,559	1,336	入院患者数(延べ人数)	828	833	5	リハビリテーション(延べ人数)	29,323	27,394	▲1,929	発達障害者支援センター(相談件数)	2,130件	2,395件	265件	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き第2期中期目標の事項に取り組むほか、障害者が地域で安心して暮らすことのできる体制整備の推進など、取り巻く環境の変化に柔軟に対応する。 ・発達障害相談の増加、医療的ケア児の地域生活支援等、ニーズの変化に対応する。
	H27	H30	増減																							
新患受付数(実人数)	606	627	21																							
外来患者数(延べ人数)	33,223	34,559	1,336																							
入院患者数(延べ人数)	828	833	5																							
リハビリテーション(延べ人数)	29,323	27,394	▲1,929																							
発達障害者支援センター(相談件数)	2,130件	2,395件	265件																							
〔第3〕 業務運営の改善及び効率化 <ol style="list-style-type: none"> 1 効率的な運営体制の構築 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 3 収入の確保、費用の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議や研修等を通じて効率的な運営体制の構築に努めている。 ・サービスの充実等により収入の確保に努めている。 <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決算額</th> <th>H27</th> <th>H30</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益(入院・外来・リハビリ)</td> <td>701</td> <td>753</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>福祉収益(短期入所・生活介護等)</td> <td>228</td> <td>213</td> <td>▲15</td> </tr> </tbody> </table>	決算額	H27	H30	増減	医業収益(入院・外来・リハビリ)	701	753	52	福祉収益(短期入所・生活介護等)	228	213	▲15	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き信頼に基づく医療・福祉を提供し、収入の確保を図る。 ・県民ニーズを踏まえ、空床を利用した事業の充実やニーズが多いリハビリテーションへの対応を図り、収入の確保を図る。 												
決算額	H27	H30	増減																							
医業収益(入院・外来・リハビリ)	701	753	52																							
福祉収益(短期入所・生活介護等)	228	213	▲15																							
〔第4〕 財務内容の改善 <ol style="list-style-type: none"> 1 一層の経営改革を進めることによる運営費交付金の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金は中期計画予算内に収めている。 <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運営費交付金(5年間)</th> <th>中期計画予算額</th> <th>中期計画決算見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,337</td> <td>4,226</td> </tr> </tbody> </table>	運営費交付金(5年間)	中期計画予算額	中期計画決算見込	4,337	4,226	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資する。 																			
運営費交付金(5年間)	中期計画予算額		中期計画決算見込																							
	4,337	4,226																								
〔第5〕 その他業務運営 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の整備に関する事項 2 人事に関する事項 3 職員の就労環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づきMRI、CT等の医療機器を更新している。 ・夏期休暇の取得期間の延長、有給休暇の5日取得の義務付け等、働きやすい職場づくりに取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き第2期中期目標の事項に取り組む。 <p>〔追加事項1〕 防災・防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の自然災害、施設での犯罪の発生状況を踏まえ、中期目標に防災・防犯訓練の実施を位置づける。 <p>〔追加事項2〕 障害者差別解消の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県障害者差別解消推進条例を踏まえ、率先した取組を行う。 																								

地方独立行政法人秋田県立療育機構第3期中期目標（案）

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成22年4月1日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。

設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。

平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。

令和2年度から令和6年度までの期間においては、第3期ふるさと秋田元気創造プラン、秋田県障害者計画及び秋田県医療保健福祉計画を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営により、引き続き、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を継続して提供していく必要がある。

このため、次のとおり第3期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療

育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

(2) 療育従事者の確保・育成

高度で専門的な療育を安定的に提供するため、計画的な療育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心して信頼される療育を提供すること。

2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。

また、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

3 ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

4 発達障害児・者への支援

発達支援の拠点としての機能を充実させるとともに、地域における支援に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、施設経営に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、ニーズに応じたサービスの提供等による収入の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に取り組みつつ、コスト及び財務状況を意識しながら、創意工夫により、費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

一層の経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

2 防災・防犯対策の推進

災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練を行い、平時からの備えに努めること。

3 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。
また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

4 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進するため、療育機構の基本理念である人権・人格の尊重に基づき、職員一人ひとりが積極的に職員対応要領を実践するとともに、療育関係者を対象とする研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努めること。